⑺　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑴に掲げる本工事を対象に定める技術的要件の「一般競争参加資格の認定」を受けていない者も、上記４⑶により、申請書等を提出できるが、競争に参加するためには、設計業務の見積合わせまでに、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⑻　申請書等の内容についてのヒアリングを実施する場合は、その実施日時及び場所等を別途通知する。（詳細は説明書参照）
⑼　技術提案書等の内容についての技術対話は実施しない。
⑽　技術提案書の提出がない又は適切でない場合は、交渉権者に選定されない。
⑾　手続における交渉の有無　有
⑿　詳細は、説明書による。

6　Summary
⑴　Official in charge of contract of the procuring entry : MIYAGUCHI Tomoki, Director of Construction Management Headquarters of Hanshin Expressway Company Limited.
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the steel cable-stayed bridge on the west side of Shinko／Nadahama Passage in Kobe.
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 6 December 2023
⑸　Time-limit for the submission of Technical proposals : 4 : 00 P.M. 25 March 2024
⑹　Contact point for tender documentation : General Affairs and Accounting Group, Construction Management Headquarters, Hanshin Expressway Company Limited, 3―2―4　Nakanoshima, Kita-ku, Osaka, 530―0005 Japan TEL 06―6232―6656

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を含む））

次のとおり競争参加資格確認申請書の提出を招請します。
令和５年11月１日
阪神高速道路株式会社契約責任者
建設事業本部長　宮口　智樹

◎調達機関番号　421　◎所在地番号　27

○令和５年阪神高速公告第28号

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　新港・灘浜航路工区（東）鋼斜張橋工事
⑶　本工事は、大阪湾岸道路西伸部（六甲アイランド北～駒栄）事業において、六甲アイランドとポートアイランドの間に位置する新港航路部及び灘浜航路部に架橋する７径間連続４主塔鋼斜張橋のうち東側約1.4㎞区間及び２径間連続細幅箱桁橋の新設工事である。また、工事に先立ち、詳細設計（主構造・付属物・仮設物）、架設計画の検討等を行うものである。詳細は設計図書参照のこと。
①　設計業務
１）業務内容
打合せ　１式
座標計算の照査　１式
架設計画　１式
維持管理計画　１式
協議資料作成　１式
設計条件の整理　１式
全体解析（斜張橋）の照査　１式
全体解析（アプローチ橋）　１式
主構造詳細設計　１式
付属構造物詳細設計　１式
ＢＩＭ／ＣＩＭモデル作成　１式
全体工事費算出　１式
２）業務期間
契約締結日の翌日から30ヵ月
３）業務参考額　業務参考額については、競争参加者からの見積を踏まえて設定する。なお、参考額は単なる目安であり、契約金額を制限するものではない。
②　工事
１）工事場所　神戸市東灘区向洋町西３丁目地先
２）工事内容
工場製作工　約50,000ｔ
４主塔鋼斜張橋（東側）
鋼主塔工　２基
ケーブル工　１式
鋼桁工　約1,370m
鋼床版工　約1,370m
鋼製橋脚工　２基
２径間連続細幅箱桁橋
鋼桁工　約160m
合成床版工　約160m
鋼製橋脚工　１基
共通仮設費　１式
３）工事期間　工事契約時に設定する。
４）入札・契約方式　本工事は、以下に示す入札・契約方式を適用する。
【落札方式】技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）
【契約額方式】契約制限価格方式
その他適用する入札・契約方式の詳細は説明書参照のこと。
⑷　同一者（同一の特定建設工事共同企業体を含む）による本工事及び「新港・灘浜航路工区（西）鋼斜張橋工事（以下「西工区工事」という。）」の両工事の受注を認めない。

2　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たしている者であること。
⑴　本工事を対象に定める技術的要件　次に掲げる技術的要件（企業実績・技術者経験等）を有していること。なお、詳細は説明書参照のこと。
①　一般競争参加資格の認定　設計業務の見積合わせまでに下記に示す一般競争参加資格の認定を受けていること。
・阪神高速道路株式会社（以下「阪神高速」という。）における測量・建設コンサルタント等の「土木設計」に係る令和３～６年度の一般競争参加資格
・阪神高速における建設工事の「橋梁（メタル）」に係る令和５・６年度の一般競争参加資格
②　企業の形態及び施工能力点　阪神高速における建設工事の「橋梁（メタル）」に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項について算出した点数（施工能力点）が1150点以上の単体又は最大10者の特定建設工事共同企業体であること。
③　地域要件　設定しない。
④　業務の実績　求めない。
⑤　施工実績　平成５年度以降（過去30年度）に、元請けとして、下記に示す同種工事の施工実績（完成し引渡しが済んでいるものに限る。以下同じ。）を有すること。なお、共同企業体としての施工実績の場合は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、阪神高速が発注した工事で３者を超える構成員数を認めた工事については出資比率を問わない。
また、阪神高速が発注した工事の場合は、工事成績評定点が65点未満の工事は施工実績として認めない。国、地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律第２条第１項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事の場合は、他の機関が施工実績として認めない点数の工事も施工実績として認めない。
また、特定建設工事共同企業体にあっては、代表者及びその他の構成員が、平成５年度以降（過去30年度）に、元請けとして、下記に示す工事の施工実績を有すること。
Ⅰ．単体の場合
「同種工事」
・最大支間長が300ｍを超える斜張橋（道路橋（歩道橋を除く））において、下記⒜及び⒝の施工実績（⒜及び⒝は別件工事でも良いが両方の実績）
⒜　鋼製主塔を製作及び架設した工事
⒝　鋼桁を製作及び架設した工事
Ⅱ．特定建設工事共同企業体の場合
ア）代表者は上記Ⅰ．に同じ
イ）構成員は下記に示す工事の施工実績を有すること。
「同種工事」
・斜張橋（道路橋（歩道橋を除く））において、下記⒜または⒝のいずれかの実績
⒜　鋼製主塔を製作及び架設した工事
⒝　鋼桁を製作及び架設した工事
⑥　配置予定技術者　基本協定に基づき工事が契約された場合において、建設業法に基づき監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を配置すること。また、当該技術者はイ）～ニ）に掲げる基準